

# 東国荘園年貢の京上システムと国家的保障体制 ～室町期再版荘園制論(2)～ 井原今朝男

The State-level System to Assure Annual Tax Deliveries to Kyo from Shoen in the Eastern Provinces

はじめに

- ① 東国荘園年貢の京上システムと幕府法
- ② 東国本所領における代官請負制と「武家御沙汰」  
むすびに

## 【論文要旨】

これまで南北朝～室町期の東国荘園は、守護や國人一揆によって侵食され、荘園年貢の京上はとるに足らないものと考えられ、独立性の強い東国国家論の根拠となってきた。本稿は、東国荘園からの領家年貢がどのような京上システムの下にあったかを具体的に説明し、それを国家的に保障していた「武家御沙汰」の内実をあきらかにしようとした。まず、室町幕府は貞和二年(一三四六)に東国の將軍家御料所を鎌倉府に委任してその三分一を京上させる体制を「一条々事書」に定めた。この年、国司領家年貢を地頭らが未済した場合の処理法を定め、年貢未済額の五分一の下地を分付せるとともに当知行人・新領主に弁償させる体制を追加法二五条として制定した。その具体化が東国荘園の中でどのようになされていたかを検討すると、第一に東国荘園の領家年貢は地頭職をもった鎌倉寺社や地頭らが京上し、領家方から返抄・請取状を確保していたことが判明した。第二には、九条家領甲斐国志摩荘に代表されるように南北朝期に代官請負に出し、領家年貢に難渋・不法があった場合には雑掌が武家に提訴

して武家によって罪科に処する国家的保障体制が成立していた。第三に、東国公家領が禪宗寺院に寄進された東国禪宗寺院領では、院主や給主による代官や使僧を頻繁に都鄙間を往反させて荘務組織を充実させ、国下行を増やし、守護との契約を締結して領家年貢の京上システムを構築していた。しかも、このいずれにおいても、在地で年貢未済や対捍が起きると、領家側雑掌は幕府や鎌倉府に提訴して將軍家御教書や鎌倉府奉行人連署奉書を獲得し、幕府・鎌倉府・守護―守護代―國人という遵行・打渡ル―トによって押領人や対捍人を罪科に処する体制になっており、領家年貢京上システムを国家的に保障する体制ができていたことをあきらかにした。そのため、國人層による領家年貢対捍闘争は、幕府・鎌倉府・守護らによる遵行体制に敵対することを意味しており、それゆえ鎌倉公方との主従関係に依拠して反幕府行動という政治闘争に出ていかざるをえなかったことを論じた。